

秋田県公安委員会規則第五号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

秋田県公安委員会委員長 塩 谷 國太郎

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和三十二年秋田県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「53」を「51」に、「86」を「93」に、「146」を「151」に、「120」を「121」に、「214」を「232」に、「619」を「648」に、「262」を「256」に、「28」を「29」に、「77」を「75」に、「201」を「200」に、「387」を「392」に、「670」を「645」に、「1,363」を「1,341」に、「126」を「132」に、「81」を「80」に、「163」を「168」に、「347」を「351」に、「507」を「513」に、「884」を「877」に、「1,982」を「1,989」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。